

調達管理番号・案件名	
24a01000_スーダン国国内避難民支援に係る情報収集・確認調査(QCBS-ランブサム型)	

質問と回答は以下のとおりです。

2025年3月24日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	第4条 調査の内容 (2)第1回現地渡航, 1) (14ページ)、及び 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積作成にかかる留意事項, (11)その他留意事項(23ページ)	行政官(連邦農業省・州農業省)をポートスーダンに呼び寄せる際の、日当・宿泊費・交通費の支給基準・金額についてご教示ください。 なお、スーダン国内における宿泊料(39,000円/泊)については、現地人材(備人)や農業省行政官にも適用されるでしょうか。	スーダン事務所では、研修に参加するスーダン人行政官のポートスーダンまでの旅費について、出発州を基準として、以下の通り支給しています。(支給対象は交通費及び宿泊費(28.2USD/泊)) ・カッサラ州:75.2USD(交通費、宿泊費) ・リバーナイル州:84.6USD(交通費、宿泊費) スーダン国内における宿泊料(39,000円)については、現地人材や農業省行政官には適応しておりません。
2	0	第4条 調査の内容 (3)第2回準備作業, 2)~4) (14ページ)、及び 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件, (5)安全管理, 3) (20ページ)	本事業は渡航禁止地域での活動を想定しているため、現地人材の活動においても治安上の留意が必要と認識しております。 そのような中で、試行事業の実施等において、再委託は認められるでしょうか。	公示17ページに記載の通り、特記仕様書案の内容と異なる提案については認められていますので、現地再委託の提案をしていただくことは可能です。また、提案いただいた内容(現地再委託)については、契約交渉の中でその必要性や妥当性について協議をさせていただきます。
3	10	第3条 調査実施の方針及び留意事項 1. 調査方針, (1)IDPの自立に向けた、ホストコミュニティおよびIDPへの包摂的な農業支援アプローチの検証	JICA/UNDP共催セミナー「紛争下のスーダンにおける紛争予防配慮を重視した公共サービスの提供」について、本セミナー及び関連狭義の具体的な資料や議事録等を共有いただけますでしょうか。	JICA/UNDP共催セミナーにかかる以下の資料をガバナンス・平和構築部平和構築室から配付しますので、ggppb@jica.go.jp宛にご連絡ください。(配布期限締め切り:2025年3月27日) ●セミナー1回目資料:7点 ●セミナー2回目資料:3点
4	10	第3条 調査実施の方針及び留意事項 1. 調査方針, (3)調査アウトプットのJICA事業への活用と他機関への共有	「今後計画されている2州およびその他のIDP受け入れ地域を対象とした農業分野のJICA関連事業」とは、11ページに記載されている【当該分野における検討中の事業】を指しているものと理解して良いでしょうか。	JICA関連事業ですが、【当該分野における継続中のJICA事業】(2024年12月時点)および【当該分野における検討中の事業】を想定しています。
5	10	第2章 第3条 調査実施の方針及び留意事項1. 調査方針 (1)IDPの自立に向けた、ホストコミュニティおよびIDPへの包摂的な農業支援アプローチの検証)	「JICA/UNDP共催セミナー「紛争下のスーダンにおける紛争予防配慮を重視した公共サービスの提供」やその他の協議において、IDP包摂に関する複数の提案が示されている。」とありますが、提案内容についてご教示ください。	質問番号3の回答と同じ。

6	10	第2章 第3条 調査実施の方針及び留意事項1. 調査方針 (3) 調査アウトプットのJICA事業への活用と他機関への共有	「本調査の実証調査は単独ではなく既存のJICA事業での活動を軸に、既存事業と密に連携しながらIDPおよびホストコミュニティへの農業支援にアプローチを検証する」との記述があり、現在継続中のJICA事業として「リバーナイル州における市場志向型農業および灌漑スキームの組織とその運営能力強化プロジェクト(CADEPIS II)(2021-2026年、リバーナイル州)」が挙げられています。進捗報告書やモニタリング報告書など、現在のプロジェクト進捗がわかる資料の共有をいただけないでしょうか。	恐れ入りますが、公開できる資料としては記載しているものとなります。
7	14	第4条 調査の内容 (2) 第1回現地渡航, 2)	「2) 現地調査に基づきワークショップを開催し」との記載は、「準備調査に基づき」ではなくあくまで「現地調査に基づき」で正しいでしょうか。「現地調査(に基づき)」とは、5日間の滞在期間上限の中でワークショップ前に実施する州農業省行政官からの追加の情報収集・分析を指しているとの理解で正しいでしょうか。	こちらは、「準備作業」および「現地調査」に基づき実施していただくことを想定しております。
8	15	第2章 第4条(3) 第2回準備作業 4)	パイロット事業については1件200万円を上限として4件程度の実施を想定しているとのことですが、この実施資金を含め、現地への送金方法について、どのような方法をお考えか、ご教示下さい。2023年より以前も、現地への送金には制限がありました。	銀行によっては送金不可のようですが、JICAでは銀行からの送金を行っています。JICAの送金の現状については、契約交渉のなかで参考情報として、契約交渉第一位の者にはお伝えいたします。
9	20	2.業務実施上の条件 (5) 安全管理 3)について	本案件の企画競争説明書において、「本事業は渡航禁止地域での活動を想定しているため、ローカル人材が事業対象国内において移動、地方渡航・活動を行う場合については、渡航先の脅威とリスクを分析の上、合理的な安全対策を講じた上で活動を行うことが求められます。」と記載されています。 本記載に関連し、ポーツーダンにおいてワークショップを実施する際に安全管理上、農業省の一室を会議室として利用することは可能でしょうか。またもし使用することが不可能でしたら、ワークショップを実施するための会場の指定はありますでしょうか。	会場指定はありませんが、JICA/UNDP共催セミナーでは、Coral Hotelを利用しました。農業省の会議室使用については、今後の調整次第となります。
10	20	第3章 2.業務実施上の条件 (5)安全管理 2)	1回の渡航は4人以内には、JICA職員の人数もカウントされますでしょうか。滞在期間は5日間とありますが、この5日間は現地到着日および現地出発日を含めた日数となりますでしょうか。	滞在人数ですが、JICA職員を含めて4名となります。また滞在期間についてもスーダン入国日、出国日を含めた5日間となります。

11	20	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件, (5)安全管理, 2)	「一回の渡航人数4以内」には、ワークショップへの同行・参加が予定されているJICA職員等の人数も含まれているでしょうか。	質問番号10の回答と同じ。
12	20	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件, (5)安全管理, 2)	「滞在期間は5日間」が指すのは、ポートスーダンでの4泊5日でしょうか、5泊6日でしょうか。	質問番号10の回答と同じ。
13	21	見積	JICAスーダン事務所の日当宿泊規定もしくは、ドナー間のHarmonized rateがございましたらご教示下さい。	質問番号1の回答と同じ。

以上